

沖縄県後期高齢者医療広域連合告示第4号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項の規程により、沖縄県後期高齢者医療広域連合の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせる指定金融機関を次のとおり指定する。

指定金融機関名	指定期間
株式会社 沖縄銀行	平成19年4月2日から平成20年6月30日

平成19年3月29日

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 知念恒男

